

自転車の活用の推進に関するアンケートのお願い

自転車活用推進本部事務局

国では、自転車活用推進法の施行を受けて、来年の夏までに自転車活用推進計画を策定することとしています。計画の策定にあたって、自転車の活用を推進する上での課題や、自転車の活用を推進するために取り組むべき事項等について、国民のみなさまから幅広くご意見を伺いたいと考えており、このたびアンケートを実施することといたしました。

つきましては、「属性」、「自転車の利用状況等」について回答していただくとともに、「自転車の活用に関する意見」についてご意見がございましたら、記入をお願いいたします。

※裏面に自転車活用推進法の関係条文(第8条・第9条がございます)

【属性】

当てはまる項目に○をつけてください

問 1-1 性別を教えてください。

①男性

②女性

問 1-2 年齢を教えてください。

①10代

②20代

③30代

④40代

⑤50代

⑥60代

⑦70代

⑧80歳以上

【自転車の利用状況等】

当てはまる項目に○をつけてください

問 2-1 どんな自転車をお持ちですか。(当てはまるもの全て)

①一般車・シティサイクル(ママチャリなど)

⑤ロードバイク

②電動アシスト車

⑥マウンテンバイク

③折り畳み自転車・小径車

⑦その他

④クロスバイク

⑧持っていない

問 2-2 自転車をどれくらい使っていますか。

①週5日以上

③週1~2日程度

⑤ほとんど使わない

②週3~4日程度

④月4日未満

問 2-3 自転車を利用する理由を教えてください。(当てはまるもの全てを選んでください。また、その中でもっとも当てはまるものを1つ選んでください)

- ①手軽に使える、早く移動できる
- ②ガソリン代や電車代がかからない
- ③健康に良い、運動不足解消
- ④環境にやさしい
- ⑤クルマの渋滞や、満員電車などのストレスがない
- ⑥走っていて気持ちが良い、ストレス解消
- ⑦かっこいい、おしゃれ
- ⑧利用に適した公共交通機関がないため
- ⑨その他(具体的に)

[
[
]

この中でもっとも当てはまるもの (番号を記入)

問 2-4 コミュニティサイクル(シェアサイクル)を使ったことがありますか。

- ①使ったことがある
- ②知っているが、使ったことはない
- ③コミュニティサイクル(シェアサイクル)は知らなかった

【自転車の活用に関する意見】

【補足】

自転車活用推進計画は、自転車活用推進法第8条に定めた基本方針(重点的に検討・実施すべき施策)に即して作るものとされており、つきましては、問3及び4の自由記載に当たっては、特に基本方針に関する事項がございましたら、具体的に記載頂ければ幸いです。

問 3 自転車の活用を推進する上で考慮すべき課題や取り組むべき事項について、ご意見を記入してください。

[
[
]

【その他】

問4 その他、自転車に関してお気づきのことがございましたら、ご自由にご意見を記入してください。

ご協力、ありがとうございました。

【参考】自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）（抄）

第 8 条 自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- 一 良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路をいう。）、自転車専用車両通行帯等の整備
- 二 路外駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。）の整備及び時間制限駐車区間（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十九条第一項に規定する時間制限駐車区間をいう。）の指定の見直し
- 三 自転車を賃貸する事業の利用者の利便の増進に資する施設の整備
- 四 自転車競技のための施設の整備
- 五 高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備
- 六 自転車の安全な利用に寄与する人材の育成及び資質の向上
- 七 情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化
- 八 自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発
- 九 自転車の活用による国民の健康の保持増進
- 十 学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上
- 十一 自転車と公共交通機関との連携の促進
- 十二 災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備
- 十三 自転車を活用した国際交流の促進
- 十四 自転車を活用した取組であって、国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進その他の地域の活性化に資するものに対する支援
- 十五 前各号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関し特に必要と認められる施策

（自転車活用推進計画）

第 9 条 政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画（以下「自転車活用推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 国土交通大臣は、自転車活用推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 3 政府は、自転車活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、自転車活用推進計画の変更について準用する。